

平成29年度 第7回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年9月6日(水) 15時00分から16時10分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	大串 俊實	会長職務代理者	古賀 健則
1 番委員	井上 高	2 番委員	江頭 幸典
3 番委員	澁谷 喜壽	4 番委員	岸川 満子
5 番委員	山中 康一	6 番委員	武富 直樹
7 番委員	北原 靖章	8 番委員	藤瀬 宏
9 番委員	岸川 正基	10 番委員	浪瀬 眞理子
11 番委員	横町 一		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (11件)

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見
について (1件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見
について (2件)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の決定について (15件)

議案第4号 農用地の買入協議について(要請)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	納富智浩
主事補	諸富真純

6. 会議の概要

- 局長 只今から平成29年度第7回総会を開会いたします。
- はじめに、大串会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 **【会長挨拶】**
- 局長 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- 局長 それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は大串会長にお願いいたします。
- 議長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、3番澁谷委員、2番岸川満子委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。
- 議長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、11件です。
- 事務局 **【報告第1号、1番から11番朗読、説明】**
- 以上、受付番号1番から11番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明について質問等ある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

次に、日程第2、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1議案1件です。

【議案第1号、1番朗読後、説明】

事務局

以上、受付番号1番は、共に立地基準・一般基準に問題ないため、許可することに支障はないと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、受付番号1番を武富委員をお願いします。

6番委員

受付番号1番は使用貸借による貸駐車場として転用される件です。先程、事務局より説明がありました同意書のとおりです。何ら問題ありませんでした。審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

副会長

今回は、貸駐車場となるのですか。

事務局

申請人は事業には関係しておらず、事業所に貸すようになりますので貸駐車場となっております。

議長

他にありませんか。

それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議長

次に日程第2、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、第2号の議案書をご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1議案1件です。

【議案第2号、1番から2番朗読後、説明】

事務局

以上、受付番号1番から2番は、共に立地基準・一般基準に問題ないため、許可することに支障はないと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長

それでは、受付番号1番を藤瀬委員に、受付番号2番を事務局にお願いします。

8番委員

受付番号1番は国道に面している農地であり、周囲は住宅化が進み、農地へ行く際、機械の音がうるさいと苦情があることも多く、申請者が苦情を受けたくなく、農作業に支障があることから転用の申請がありました。現在は水稻を作付けされており収穫後、転用作業を行うということです。今回のように農地を転用しなければいけない状況を考えていく必要があると思います。周辺には農地もなく他の農作業への影響はありませんので何ら問題ないと思います。

事務局

受付番号2番は第3種農地に該当しており申請地の隣接は町、住宅地ですので他の農地への影響等はありません。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑にはります。

議長

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長

賛成多数ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長

次に、日程第2、議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

議長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、第3号議案をご覧ください。

事務局

江北町長より平成29年度9月6日付で農用地利用集積計画の決定を求められています。

利用権新規の計画が15件

面積は利用権新規が100,014平方メートルです。

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

事務局

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

- 議長 それでは、受付番号1番から9番、13番から14番は山中委員に、受付番号7番から8番は古賀委員に、受付番号9番は私が、受付番号9番から12番は井上委員に、受付番号15番は横町委員と岸川委員にお願いします。
- 5番委員 受付番号1番から9番、13番から14番は大西農事組合法人へ中間管理機構をとおして利用権設定する案件です。協力委員と現地調査を行いました。農地等管理されており何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。
- 副会長 受付番号7番から8番です。協力委員と現地調査を行いました。現在、大西法人で耕作をされており管理等されておりましたので何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。
- 会長 受付番号9番です。協力委員と現地調査を行いました。現在、耕作されており何ら問題ありませんでした。審議の程よろしく願いいたします。
- 1番委員 受付番号9番から12番です。協力委員と現地調査を行いました。耕作されており管理されてますので何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。
- 11番委員 受付番号15番は利用権新規で八町法人へ中間管理機構をとおして設定するものです。協力委員と現地調査を行いました。管理されており何ら問題ありませんでした。
- 4番委員 受付番号15番です。先程、11番委員から説明があったとおりです。協力委員と現地調査を行いました。何ら問題なく耕作をされておりました。審議の程よろしく願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。
- 議長 ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議長 それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議長 次に、日程第2、議案第4号の「農用地の買入協議について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。

【議案書に基づいて、農用地の買入協議について、内容を説明】

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することとし、江北町長に農用地の買入協議を要請いたします

議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第6回総会を閉会いたします。

10:05 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長

(議事録署名委員) 3 番委員

4 番委員

(会議書記) 事務局職員

